

## 議事要旨(5)棚卸資産専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、棚卸資産の評価方法である後入先出法の取扱いに関する専門委員会における検討状況について、現在検討されている 2 つの方向性（第 1 案：後入先出法を廃止する、第 2 案：後入先出法の採用を引き続き認めるものの、その指摘されている問題点を解消するための一定の追加開示を行う）を反映した棚卸資産の評価に関する会計基準の文案について説明がなされた。

説明の後、委員等から次のような発言があった。

- ・ 後入先出法は、短所はあるが全く否定される考え方ではなく、米国でも採用されている方法であること、また、税務上の取扱いにも配慮が必要であることから、引き続き第 2 案も検討した方がよい。仮に第 1 案とした場合、備蓄在庫を通常の在庫と区分して評価することで、変更の影響を減少させることができるかどうかも検討する必要がある。
- ・ 金融庁より、現在、国際会計基準と米国会計基準の取扱いが異なっているが、米国会計基準が国際会計基準にコンバージェンスする過程において、国際会計基準で後入先出法が復活することが現実的かどうかも踏まえ、慎重に検討頂きたいとの意見があった。
- ・ 第 1 案とした場合、一定期間第 2 案を認めるなど、ある程度移行に係る準備期間を設けてはどうか。
- ・ 後入先出法と先入先出法の短所と長所は裏腹の関係にあり、コンバージェンスがなければ廃止の議論はなかったと考えられるため、第 1 案を採用する理由として、後入先出法の長所や短所は簡単な記載にとどめ、最初にコンバージェンスの観点から後入先出法が廃止されることを記載した方がよい。
- ・ 最終仕入原価法を適用するための条件は、先入先出法のデータがなければ立証できないため、この立証を行うのであれば先入先出法を採用した方がよいと考えられる。このため、最終仕入原価法の記載は不要である。
- ・

これらの意見を踏まえ、引き続き、後入先出法の取扱いを検討することとされた。

以 上